

小海都市計画公園の決定 計画書

(小海町決定)

南佐久郡小海町

小海都市計画公園の決定(小海町決定)

都市計画公園を次のように決定する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
近隣公園	3・3・1	土村公園	小海町大字小海字久祢の内上	約 2.2ha	遊具、広場、園路、トイレ、四阿パーゴラ、ベンチ、手洗い水飲み場、防災倉庫、展望台 等
総合公園	5・5・1	八峰公園	小海町大字豊里字池之沢	約 43.8ha	遊具、アスレチック遊具、野外卓、噴水、広場、ドッグラン、マレットゴルフ場、園路、オートキャンプ場、スケート場、グラウンド、自然園 等

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

町民が自然と触れ合いレクリエーション、健康維持増進、文化、防災等多様な拠点とし、憩い賑わいの交流の場として、都市公園を決定する。

小海都市計画公園決定の理由書

1 都市計画公園の必要性

※ 本文にある「整備」とは、国が地方公共団体に向けて都市計画制度の運用にあたって示した「都市計画運用指針」の基本的な考え方を踏まえ、必ずしも新設に限られるものではなく、既存の施設であってもバリアフリー化や老朽化対策、耐震補強対策、施設配置の変更等のための改修や更新も含めている。

長野県の東部に位置する小海町は、西に八ヶ岳山麓を臨むとともに、町内中央部を南北に流れる千曲川、山間・農村地域には、松原湖など数多くの観光資源が点在し、自然観察、キャンプ、高原保養などが楽しめる地域として、早くから別荘開発が進められてきた。佐久市との近接性や今後進められる高規格幹線道路（中部横断自動車道）の整備による交流人口の増加を踏まえる中で、自然環境の保全と適正な別荘地・住宅地の誘導を目的として、昭和56年（1981年）に小海都市計画区域を指定し、都市施設として水質環境保全のための下水道のみを都市計画決定し、整備を行ってきた。

町の総土地面積は11,420ha、そのうち林野面積は9,252ha（総土地面積の81.0%）、白菜やレタスなどの高原野菜を中心とする耕地面積は886ha（総土地面積の7.8%）であり、おおよそ町の9割が緑地などの自然に覆われる。

一方で、町が令和3（2021）年に策定した「小海町公共施設等管理計画」では、町で管理する公園的利用がされている施設は、トイレや東屋を中心として、8施設228.06m²に限られており、町民等が憩い楽しめる緑地やオープンスペースは少ない。

町民の価値観の多様化や人口減少、超高齢化に対応するためには、緑地を量的に確保するのではなく質を高めることが重要になってきている。このため令和7年に策定した第6期小海町長期振興計画（小海町後期5か年計画）にレクリエーション、健康維持増進、文化、防災等多様な拠点とし、憩い、にぎわいの交流の場として公園整備の位置付けを行った。

2 都市の将来像における位置付け

（1）第6期小海町長期振興計画（小海町後期5か年計画）による位置付け

（令和7年3月）

長期振興計画の6つ柱のうち、「4 安全・安心・快適なまちづくり」の章で示す「公園整備」については、町民や来訪者などが自然とのふれあい、レクリエーション、健康維持増進、文化、防災等多様な拠点とし、憩え、にぎわい交流の場として豊かな良好な景観形成として公園整備を行うことを位置付けている。

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針による位置づけ（令和5年5月）

主要な都市計画の決定方針である「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針」、「緑地の確保目標水準」において、今後は緑の基本計画の策定とそれに基づく公園緑地の計画的な整備を図るとしている。

今回、都市計画公園として位置付けするにあたり、緑の基本計画は定めないが、その上位計画である前項の小海町長期振興計画に即し、既存の公有地や施設などのストックの利活用を基本とし、区域マスの方向性に適合するよう緑地の確保及び質の向上を行うものである。

(3) 小海町まち・ひと・しごと総合戦略に基づく位置付け（令和7年4月）

本計画は、前項小海町長期振興計画を尊重しつつ、その中で選択と集中や具体的な重要業績評価指標の設定を記載した計画である。

この計画は、4つの政策分野を掲げ、その一つとして「4 安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」の基本目標や「施策① 地域で安心して生活できる基盤整備」の中において、公園整備事業を位置付けている。

3 都市公園の基本方針

小海町における都市公園の方針は、既存の公有地や施設などのストックを積極的に利活用し、以下の4つを基本方針の柱とする。

① 町民の憩いの場、休養、鑑賞、及び散策の場等の充実

町民の憩いの場所として、森林等の自然条件を利用して、休養や自然観察、散策などの静かに憩える空間を整備し、高齢者や、障がい者、子育て世代等、多様な人を対象とした場を充実させる。

（例：憩いの広場、噴水、水流、芝生広場、紅葉広場、散策広場）

② 町民と来町者の積極的な交流・遊びの場づくりの促進

教養施設や飲食や売店の便益施設等、町民だけでなく隣接市町村、都市部からの来町者も楽しめるような交流の場を設ける。

（例：教養・便益施設、アスレチック、憩いの広場等）

③ 町民におけるスポーツやレクリエーションの場等の充実

町民の健康増進等のために、スポーツできる場や散策路等のレクリエーションの場、あるいは子育て世代等の親子が楽しめる場を充実させる。

（例：スケート場、グラウンド、散策路、遊具のあるスペース等）

④ 豊かな自然の活用をふまえた適切な保全管理

都市公園の活用方法をふまえた上で、樹木等の自然について適切に保全管理する。
(例：オートキャンプ場、マレットゴルフ場、展望台、森林広場等)

以上、①から④の機能、テーマを踏まえた小海都市計画公園として小海町駅周辺に3・3・1号土村公園、松原高原周辺に5・5・1号八峰公園を位置付け、計画的に整備する。

4 都市計画公園の位置及び区域

(1) 3・3・1号(近隣公園) 土村公園(どむらこうえん)

位 置 小海町大字小海字久祢の内上
面 積 約2.2ヘクタール

※ 近隣公園とは、都市計画法第11条第1項第2号の公園で、規則第7条第5号に規定されており、主として近隣(概ね500m)に居住する者の利用を目的とする公園、面積は2ヘクタール、誘致距離は500mを標準としている。

本計画地は、小海駅の南側に位置する地域で、駅から徒歩約3分、距離にして約200mの場所にあり、周辺には、小海駅のほか、小海町北相木村南相木村中学校組合立小海中学校が隣接している。

本計画地においては、町が所有する平地と、古くからから地元住民に親しまれてきた既存の高台広場、さらに二つの区域を繋ぐ遊歩道で構成する。



【平地部分】

旧小海中学校の一部であった平地には、町民等が行き交う交差点周辺と敷地西側には町民同士のコミュニケーションの場としての「多目的広場」を配置する。とくに西側の「多目的広場」は、キッチンカー等が進入することもできる設えとして、公園の賑わい演出の場をめざす。また、敷地南側には幼児や児童等の子どもたちが遊べる遊戯施設を設えた「ちびっ子広場」を配置する。駐車場は敷地の北側に20台程度設け、障がい者等の利用に配慮する。その他、水飲み場、トイレ、パーゴラ、四阿、防災倉庫等を、適宜、配置する。

【高台広場（歴史の丘）】

民有地と町有地（土村耕地）が所有する高台広場は、古くから町民に親しまれてきた、「歴史の丘」である。その頂上部からは町の中心部だけでなく、遠方には八カ岳の峰々を仰ぐことができ、現在も佐久総合病院老健施設こうみ利用者の散策コース、小海中学校の避難場所、小海小学校の歴史的探究の丘として利用されている。このため、遊歩道や四阿等を整備するとともに、見晴らしの良い高台を利用した展望台等を配置する。

【遊歩道（四季の小道）】

平地と高台広場（歴史の丘）の歩行者動線を連続させるよう、「散策路」を配置する。ここでは、植栽（中低木を含む）等によって四季を感じさせる演出を行う。

散策路を分断する町道については、交通量も地区内交通に限定されていることから、関係機関等の協議等を踏まえ、適切な対策を行うことによって利用者等の安全を確保する。

なお、公園区域設定において、「高台広場」は地形上急峻であるため、土砂災害対策として、急傾斜地崩壊対策事業が計画されており、この施設区域は原則除外するが、公園機能の一体性・連続性を確保するため、前項事業の付替道路を公園区域に含め、この急傾斜地崩壊対策施設の管理者である長野県と協議して管理の方法を定めるここととしている。

(2) 5・5・1号（総合公園）八峰公園（やっぽーこうえん）

位 置 小海町大字豊里字池之沢
面 積 約43.8ヘクタール

※総合公園とは、都市計画法第11条第1項第2号の公園で、規則第7条第5号に規定されており、主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、面積は概ね10ヘクタール以上、住民が容易に利用できる位置。

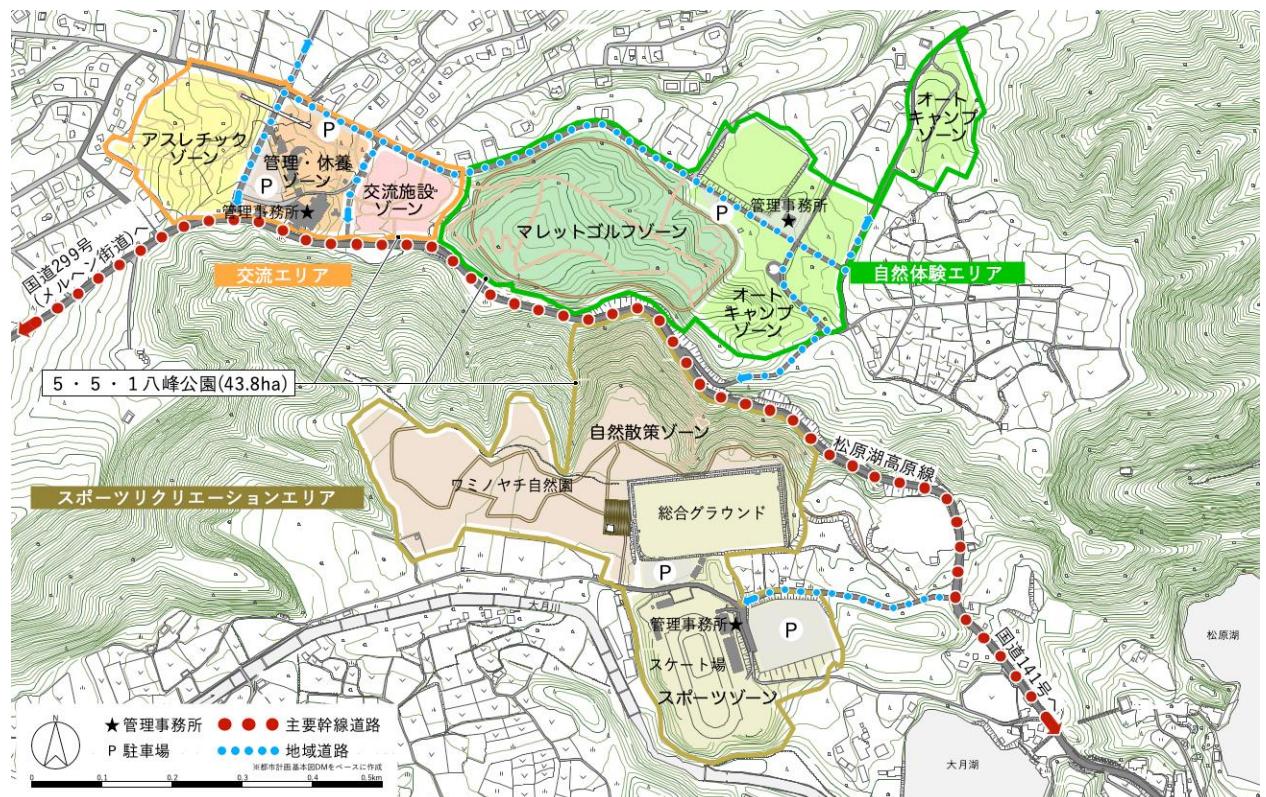
本計画地は、小海町の西側の松原湖高原に位置する地域で、北八ヶ岳の麓標高約1,300mの高原地域であり、原生林に囲まれた湖、松原湖を主とする一望無垠（いちぼうむぎん）な高原地帯である。小海町の中心部である小海駅から車で約15分、距離にして約15kmにあり、全町区域からも概ね1時間以内で到達できる位置にある。

本計画地においては、財産区等が所有する土地を借地し、町が美術館、温浴施設、スケート場、マレットゴルフ場、キャンプ場などが昭和50年ころから順次整備され利用してきた。個別施設での機能や利用に留まり、スケート場やマレットゴルフ場など老朽化も著しいこともあり、今回、都市公園として区域を明確にし、町民や来訪者などが自然とのふれあい、レクリエーション、健康維持増進、文化、防災等多様な拠点として「休養・鑑賞・散歩+遊び+運動+環境保全」と機能を備えた「総合公園」の整備既存の施設を有効に利活用し整備をめざすこととする。

このため「スポーツリクリエーションエリア」、「交流エリア」、さらに「自然体験エリア」の3つのエリアに分けた上で、それぞれのエリアで既存施設の利活用をふまえたゾーニングを行う。

なお、3つのエリアの移動手段は、広大な面積であるため、駐車場をエリアごとに確保し、エリア間を乗用車移動とする。これによって、機能的に一体的な利用を図り、安全性も確保するものとする。

ただし、将来的に利用者の動線動向を踏まえる中で、状況に応じ、歩行者横断施設など関係者との協議のうえ検討したい。



参考：八峰公園施設エリア

【スポーツレクリエーションエリア】

このエリアは、スケート場や総合グラウンド等による「スポーツゾーン」及び、湿地の自然園による「自然散策ゾーン」で構成する。

「スポーツゾーン」は、町民の健康維持とレクリエーションを目的に、スケート場には、1年を通して通年利用できる、スケートボード広場、MBXなどの多目的運動広場を整備し、ショートトラック施設(60m×30m)とともに、高地(1,170m)の立地条件と純粋な水を利用した高速リンク(400m)を整備し記録製造リンクとして大会誘致や、合宿誘致などオールシーズン利用可能なスケート場の整備を行う。隣接する総合グラウンドは、野球、隣接県の高校生が催すソフトボール大会、サッカー、テニス、陸上協議等の町民が楽しめるアンツーカグランドを整備し、利用向上を目指す。

「自然散策ゾーン」は、湿原である「わみのやち自然園」を再生することで、子どもたちが自然学習に親しめるよう設え、散策路など環境保全を目的とした整備にとどめる。

【交流エリア】

このエリアは、「アスレチックゾーン」、「管理・休養ゾーン」及び「交流施設ゾーン」の3つのゾーンで構成する。

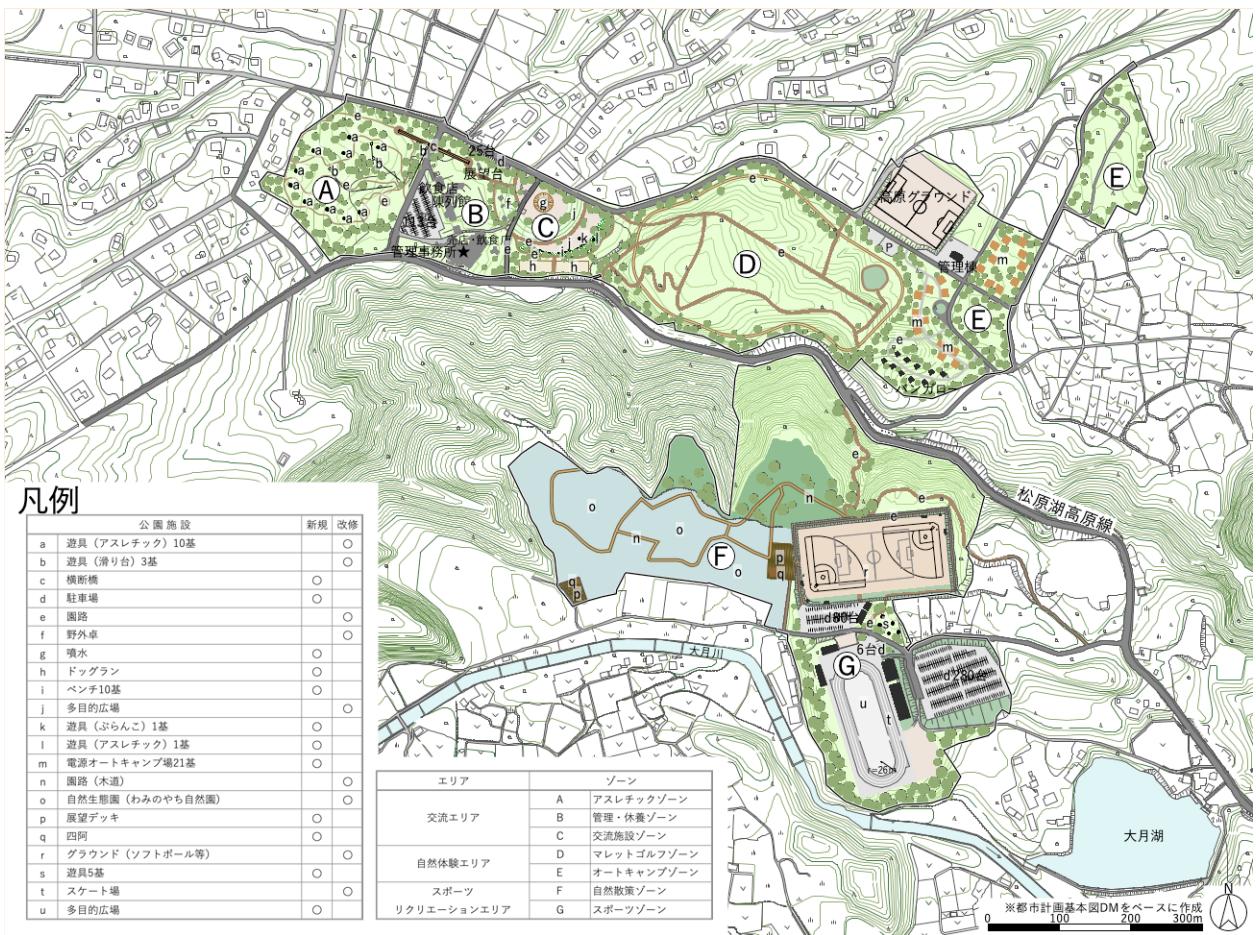
「アスレチックゾーン」と「管理・休養ゾーン」は、すでに既設の広場や飲食店や売店を備えた美術館、温浴施設が整備されており、町民だけでなく多くの来町者に利用されている。これらのエリアの一部整備とともに、新たに町民や来町者が積極的に交流できる「交流施設ゾーン」を整備する。具体的には、屋外バーベキュー場や足湯、ドッグラン会場、キッチンカーの乗り入れ場、遊具広場等を配置する。また、これらに付帯してトイレや倉庫、駐車場・駐輪場等を、適宜、設える。

【自然体験エリア】

このエリアは、これまで町民や来町者が利用する「マレットゴルフゾーン」及び「オートキャンプゾーン」で構成する。

「オートキャンプゾーン」を若干拡張して電源オートキャンプ場とするが、これらの二つのゾーンは、現施設の一部改修を基本とする。

なお、「マレットゴルフゾーン」には、外周に新たに園路を設け、自然林による森林浴をしながら散策やランニングが楽しめるようにする。



参考：八峰公園施設計画平面図

5 都市計画公園の妥当性

以上を踏まえ、公園区域を社会的に明確にすることにより地域全体の土地利用との調整や、町民の健康増進や憩うまちの達成、基幹的な農業・産業等の活性化やまちづくりへの寄与のため都市計画公園として整備することは、妥当と考える。

都市計画の策定の経緯の概要

小海都市計画公園の決定(3・3・1号 土村公園)(5・5・1号 八峰公園)

事　項	時　期	備　考
町民説明意見交換会	令和6年6月25日（火） 令和7年9月10日（水） 令和7年9月12日（金） 令和7年9月12日（金） 令和7年9月24日（水）	
地元説明会		
地権者説明会		
長野県知事事前協議	令和7年10月20日（月）	
長野県知事事前協議回答（以下予定）	令和7年11月25日（火）	
公聴会開催の公告	令和7年12月1日（月）	令和7年12
素案の閲覧	令和7年12月1日（月）から 令和7年12月15日（木）まで	月町報掲載
公聴会（都市計画法第16条第1項）	令和7年12月20日（土）	
長野県知事協議（都市計画法第19条第3項）	令和8年1月13日（火）	
計画案の公告（都市計画法第17条第1項）	令和8年1月13日（火）	令和8年1
計画案の縦覧（都市計画法第17条第1項）	令和8年1月14日（水）から 令和8年1月27日（火）まで	月町報掲載
長野県知事協議回答 (都市計画法第19条第1項)	令和8年2月17日（火）	
小海町都市計画審議会 (都市計画法第19条第1項)	令和8年2月25日（水）	
都市計画決定告示 (都市計画法第20条第1項)	令和8年2月27日（金）	

小海都市計画公園の決定 参考図書

- ・ 小海都市計画公園一覧表
- ・ 小海都市計画公園統計表
- ・ 上位計画等の写し
 - (1) 第6期小海町長期振興計画（小海町後期5か年計画）（令和7年3月）
 - (2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和5年5月）
 - (3) 小海町まち・ひと・しごと総合戦略 （令和7年4月）
- ・ 関係機関との協議など
 - (1) 公安委員会
 - (2) 急傾斜地崩壊対策施設の管理者である佐久建設事務所

小海都市計画公園一覧表

種 別		名 称		位 置	面 積		備 考
		番 号	公 園 名		計 画 面 積	供 用 面 積	
住区基準	近隣	3・3・1	土村公園	小海町大字小海 字久祢の内上	約 2.2ha	0 ha	新規
都市基準	総合	5・5・1	八峰公園	小海町大字豊里 字池之沢	約 43.8ha	0 ha	新規

小海都市計画公園統計表

都市計画 区域名	市町村名	都市計画区域内人口		用途地域区域人口		都市計画区域面 積	用途地域区域面 積
		現在	将来	現在	将来		
小海	小海町	人 3563	人 2500	人 0	人 0	ha 3608	ha 0

都市計画 区域名	市町村名	都市計画公園面積									
		都市計画区域内						都市計画区域外		合計	
		用途区域区域内		用途区域区域外		都市計画区域内					
		現在	将来	現在	将来	現在	将来	現在	将来	現在	将来
小海	小海町	ha 0	ha 0	ha 0	ha 0	ha 3563	ha 3563	ha 7857	ha 7857	ha 11420	ha 11420

都市計画 区域名	市町村名	都市計画区域面積対 都市計画区域内公園 面積率		用途区域面積対用途 地域区域内公園面積 率		区域内1人当たり公園面積			
						都市計画区域		用途地域区域	
		現在	将来	現在	将来	現在	将来	現在	将来
小海	小海町	% 0	% 0.4	% 0	% 0	m ² /人 0	m ² /人 130.8	m ² /人 0	m ² /人 130.8

都市計画 区域名	市町村名	市街地人口		市街地 面積	市街地内公園面積		市街地面積対市街 地内公園面積率		市街地区内1人当た り公園面積	
		現在	将来		現在	将来	現在	将来	現在	将来
小海	小海町	人 3563	人 2500	ha 3608	ha 0	ha 46.62	% 0	% 0.4	m ² /人 0	m ² /人 130.8

上位計画等の写し

(1) 第6期小海町長期振興計画（小海町後期5か年計画）（令和7年3月）



4. 【安全・安心・快適なまちづくり】・・・交通・通信・防災・防犯対策

(1) 道路交通・土地利用基盤の整備

現況と課題

① 道路交通環境

安全安心の道路整備と、危険個所への安全施設の整備が必要です。また地域の実情と要望をふまえた道路整備と、トンネルや橋梁の法定点検に基づく長寿命化のための修繕、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくりが重要課題となっています。

施策内容

① 道路交通環境の整備

近年多い重大交通事故防止のための安全施設整備、道路・橋梁・法面等の改良、及び災害に強い道路環境整備を進めます。特に道路施設等の実態を把握し、長寿命化計画の策定を通して維持管理・更新等を進め、また交流人口の増加、森林環境整備、産業の発展など各分野を総合的に取り組み、町の活性化を進めます。

② 農道整備

農業生産物の輸送合理化のため、補助事業を積極的に取り入れ、農道の改良・舗装を推進します。また一部施工がされている佐久南部広域農道の早期整備に向け、未採択区間については、県と関係市町村と連携を図りながら事業実施に向けて要望活動等進めて参ります。

③ 国道・県道

国道141号、299号、県道2号（川上佐久線）・124号（上野小海線）・480号（松原湖高原線）について、それぞれ必要に応じて、国、県へ改良を要請し、実現可能となるよう進めます。

④ 中部横断自動車道

佐久穂長坂間について、一刻も早く整備計画への格上げと工事着工に向け、関係自治体等と共同で強力に要望活動をしていくとともに、政策インターの町内設置を求める

⑤ 公園整備

町民や来訪者などが自然とのふれあい、レクリエーション、健康維持増進、文化、防災等多様な拠点とし、憩え、にぎわい交流の場として豊かな良好な景観形成として公園整備を行います。

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和5年5月）

佐 久 圏 域

小海都市計画（小海町）
佐久穂都市計画（佐久穂町）
小諸都市計画（小諸市）
軽井沢都市計画（軽井沢町）
佐久都市計画（佐久市・御代田町）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

令和5年 5月

長 野 県

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本圏域は、浅間山を有する上信越高原国立公園、蓼科山を有する八ヶ岳中信高原国定公園、荒船山を有する妙義荒船佐久高原国定公園等に囲まれるとともに、圏域の南北方向に流れる千曲川、東西方向に流れる湯川等、豊かな自然環境、優れた自然景観を形成しており、市街地の環境保全に大きな役割を果たしている。特に、高峰高原や佐久高原、浅間高原は自然公園の中核として保護・保全されるとともに、観光資源としても利用されている。

このように恵まれた自然環境をかけがえのない資源として後世に引き継ぐため、これらの自然環境について、生物多様性保全や、土砂災害防止、快適環境形成等の多面的機能の保全を図るとともに、特に市街地においては、自然と共生する住みやすい市街地の形成に寄与するグリーンインフラを活用する取組を推進することで、都市と自然との調和のとれた個性豊かな都市づくりを進める。

【小海都市計画区域】

小海町は、八ヶ岳、松原湖、清流千曲川など、豊かな自然環境、優れた自然景観を有している。特に、松原湖から八ヶ岳に至る高原は、この豊かな自然を活かした観光地であるとともに、別荘地としても利用されている。

特に、これら豊かな自然環境を保全し、都市と自然との調和のとれた個性豊かな都市づくりの推進を図る。

a. 緑地の確保目標水準

各都市計画区域の整備水準の目標は、次のとおりとする。

都市計画区域	水準
小海	公園・緑地は計画決定されていないことから、今後は緑の基本計画の策定とそれに基づく公園緑地の計画的な整備を図る。
佐久穂	—
小諸	都市にうるおいやすらぎをもたらす公園等、緑地の計画的な整備を図る。
軽井沢	都市にうるおいやすらぎをもたらす公園等、緑地の計画的な保全、整備を図る。
佐久	都市にやすらぎと潤いをもたらす公園等、緑地の計画的な整備を図る。

(3) 小海町まち・ひと・しごと総合戦略

(令和7年4月)

小海町まち・ひと・しごと創生
総合戦略
～チャレンジこうみ 2025～



小海町
令和7年4月

(4) 小海町で安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

1. 基本目標

○ 安心して暮らし続けられる小海町をつくる！

現在約4,200人の町の人口は、2050年に約2,400人に減少すると推計されます。今後、町の施策等により、ある程度の歯止めをかけることができたとしても、人口減少の趨勢そのものは変えられないと受け止めざるを得ません。

そこで考えなければならないことは、たとえ人口が減っても安心して暮らし続けられる町をつくるということです。

町は地形的に可住地や農地の集積されるエリアが限られているため、JR小海駅近辺に、役場、病院、図書館、金融機関、商店などの公益・公共機能が歩いていける範囲に立地している中心市街地が集積して形成されてきました。また、松原湖周辺の観光や宿泊施設や温泉施設が集まっている観光が主となるエリア、農地の集積がされているエリアがあり、それぞれの地区の特色を生かしながら、**どこの地区に住んでも安心して暮らし続けられるまちづくりを推進し、交流人口の増加、森林環境整備、産業の発展など各分野を融合可能となるよう道路・公園環境整備に努めます。**また、地区ごとのつながり、旅行やビジネス等で小海町を訪れた人達にも多くの町民との接点、交流を持っていただけるように「憩うまちこうみ」事業等を通して、町全体をつなげるまちづくりを推進します。

3. 重点施策・重要業績評価指標

施策① 地域で安心して生活できる基盤整備

数値目標	基準値	目標値（KPI）
安価な住宅提供による宅地取得者	7名（R5）	10名

魅力ある住環境の創出

中部横断自動車道（八千穂高原IC）が開通したことにより快適で、利便性の高い魅力ある住環境の創出と、安心して居住を確保するための経済的支援を行います。

内容

- 安価な住宅地の提供
- 子育て世代住宅建設費補助事業
- 町営住宅、福祉住宅整備
- 住宅リフォーム助成事業
- 公園整備事業
- 道路環境整備事業

関係機関との協議など

(1) 公安委員会

別添のとおりです。

(2) 急傾斜地崩壊対策施設の管理者である佐久建設事務所

協議記録書		
件名	小海町都市計画公園 近隣公園 土村公園 ・「急傾斜地崩壊危険区域 土村6号」の急傾斜地崩壊対策事業と 「小海町都市計画公園 近隣公園 土村公園」の区域について ・長野県施設管理予定用地について ・兼用工作物管理協定締結について	
年月日	令和7年10月3日（金）午前9時30分から午前10時30分	
場所	佐久建設事務所	
出席者	相手方	佐久建設事務所 整備課 課長補佐兼計画調査係長 長谷川
	依頼者	佐久建設事務所 整備課 担当長係長 上原
		小海町役場 産業建設課 課長補佐兼建設係長 井出 智善
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> 「急傾斜地崩壊危険区域 土村6号」区域と 「小海町都市計画公園（近隣公園 土村公園）」の区域について ●小海町役場産業建設課 井出建設係長 別添図面において、説明。ご確認をお願いしたい。 ●佐久建設事務所 了解した。 ●長野県施設管理用地について ●小海町役場産業建設課 井出建設係長 別添図面において、説明。ご確認をお願いしたい。 ●佐久建設事務所 了解した。 ●兼用工作物管理締結について ●小海町役場産業建設課 井出建設係長 「長野県施設管理用地」内の朱色箇所について、「小海町都市計画公園 (近隣公園 土村公園)」内の園路に至る区間を通行させていただきたい。 ●佐久建設事務所 了解した。 ●小海町役場産業建設課 井出建設係長 その際には「兼用工作物管理協定」を締結したいと考える。 ●佐久建設事務所 了解した。その際には、万が一、利用者等の事故等があった際の管理責任 の明記の必要性があると考える。特に「長野県施設管理用地」内の朱色箇所 の一部は、現在、計画している急傾斜地事業では、防護柵を設置しない箇所で ある。 管理の区分については管理の部署も交えて協議をしていく必要がある。 ●小海町役場産業建設課 井出建設係長 了解した。管理については小海町の管理と考えており、利用者等の事故等が あった際の管理責任も併せて小海町と考えるが。また防護柵を設置しない箇所に ついては、現場を確認し、必要であれば、長野県の許可を得て、小海町が 防護柵等の施工を検討する。 ●佐久建設事務所 佐久建設事務所及び小海町の両者で法令等を精査することしたい。 ●小海町役場産業建設課 井出建設係長 本日、ご協議いただいた「協議記録」及び「兼用工作物管理協定締結案」を作成するので、ご確認願いたい。 ●佐久建設事務所 了解した。 ●佐久建設事務所 現在、新津毅氏所有土地内の重力擁壁については、現時点では、施工しない ということは言及できないが。都市計画公園計画への影響は。 ●小海町役場産業建設課 井出建設係長 重力擁壁施工箇所は「長野県施設管理用地」内であり、都市計画区域から 除外予定である。また現在、新津毅氏所有土地は今後、小海町が買収する予定 であり、その箇所を通路とするため、都市計画公園計画への影響はないと思 考する。 	